

| 認定事業検証国内調査

1 合法木材供給事業者認定団体調査

(1) 調査概要

合法木材供給事業者の認定事業を実施している全ての認定団体を対象に、平成20年9月、①認定審査、認定者に関する指導管理などの業務のガイドラインや自主的行動規範に基づく実施状況、②安定供給や信頼性を確保する上での課題、③推奨すべき事例、などについて、アンケートにより網羅的な調査を実施した。アンケートは135の認定団体に対して行い、そのうち84団体から回答を得た。【調査票は、巻末の参考資料（参-2）を参照】

(2) 回答団体の概要

団体の属性別に回答の状況を示したのが下表である。

表 I 1-1 回答団体の概要

	団体数	会員数	内認定した会員数	会員外の認定数
都道府県木材団体	37	11,567	3,612	249
森林組合	18	338	317	133
素材生産組合	6	320	208	17
その他木材団体	13	619	208	12
中央団体	10	1,023	348	20
合計	84	13,867	4,693	431

回答のあったのは84団体で、先述の135認定団体に対する比率（回答比率）は62%であった。また、これら84団体が認定した認定事業体数は5,124（4,693+431）事業体であり、認定事業体総数7,410（平成21年3月現在）のうち、69%を占めている。

なお、各団体の構成員の中の認定事業者数をみると、回答のあった84団体を構成する会員数13,867に対し、認定会員数が4,693であることから、会員の認定事業体としての組織率は34%ということになる。

ただし、この組織率を属性ごとに見ると、森林組合が最も高く94%、次いで素材生産組合65%というように川上業種において組織率が高いものの、川下になると都道府県木材団体は31%、その他木材団体34%、中央団体34%というように組織率が低下する。

(3) 事業者認定について

(ア) 事業者の認定状況

84 団体傘下の認定事業体数累積数は 5,207 事業体であり、年次別にみると、表 I 1-2 のとおりであり、初年度の平成 18 年度において 8 割近い 81% が認定されている。

平成 18 年度においては、4,233 件が申請したものの、認定された件数は 4,212 件となり、平成 19 年度は申請 883 件に対し 881 件、平成 20 年度は 244 件に対し 242 件となる。なお、認定されなかった理由としては「認定要件の不備」、「追加資料の不提出」、「認定手数料の未納」などが挙げられている。

なお、認定の進捗を団体の属性ごとに見ると、森林組合は 450 件のうち平成 18 年度に 415 件 (92%)、中央団体は 401 件のうち 364 件 (91%) というように、初年度で認証事業体を一挙に増やしたのに対し、素材生産組合 (287 件) は平成 18 年に 212 件 (74%)、都道府県木材団体 (3,909 件) は同年に 3,045 件 (78%)、その他木材団体 (401 件) は 179 件 (79%) というように、当初に 3 / 4、その後も徐々に認証事業体数を増やしている。

表 I 1-2 年度別 事業体認定の推移

	申請数 (総合計)	認定数 (総合計)	認定されなかった数 (総合計)
平成 18 年度	4,233 (79%)	4,212 (81%)	107 (86%)
平成 19 年度	883 (17%)	881 (17%)	9 (7 %)
平成 20 年度	244 (5 %)	242 (5 %)	9 (7 %)
合計	5,360 (100%)	5,207 (100%)	125 (100%)

認定されなかった場合その理由

- ・ 認定要件の不備
- ・ 追加資料の不提出
- ・ 認定手数料の未納 等

(イ)審査委員会の設置

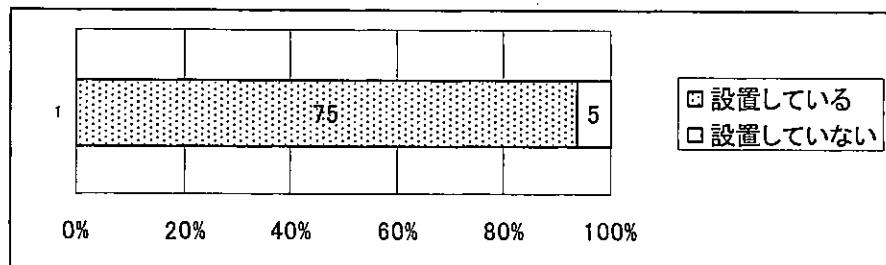
各団体の審査手続きは、すべて全木連の関連HPである合法木材ナビに掲載され、さらに自らのHPなどにより公表されている団体が多い。

認定のために審査委員会の設置については、回答数84件に対し、審査委員会を設置している団体は75件(89%)、設置していないもの4件(6%)、不明3件(4%)であったが、設置していないのは都道府県団体が36件中2件、中央団体が10件中2件、森林組合が18件中1件であった。なお、一部では、通常の役員会などで審査する団体もある。

審査委員は事業体認定を行うための重要な組織であり、審査委員会の設置はほぼ全ての団体が事業者認定実施要領において「事業者の認定のために会長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする」旨の条文(第4条 審査及びその結果の通知)により設置が定められていることから、設置されていない団体においては至急、設置することが求められる。

また、これまでの審査委員会の開催経過については、76件のうち34件(45%)が年に数回随時、16件(21%)が今までに1回、5件(7%)が4半期に1回、4件(5%)が年1回となっていた。事業者認定実施要領においては委員会開催に関する規定はないが、申請に対し認定に支障のないよう、必要に応じて開催されなければならないことは当然である。

図 I 1-1 審査委員会の設置



(ウ)審査委員会メンバーの構成

全回答団体である84団体の審査委員会委員の総数は491名、このうち当該団体の構成員が372名(76%)、部外者が102名(21%)である。

半数の団体が審査委員に組織外の委員を入れて審査の透明性を確保しており、委員の属性としては行政関係者、学識経験者が多く、このほか利用者・ユーザーなどとなる。

表Ⅰ-3 審査委員の属性

人数（全回答者の合計）	内団体構成者（同左）	左以外の者（同左）
491人	372人	102人
部外者の分野（全回答者の合計）	a 学識経験者：20人 b 利用者・ユーザー：11人 c 行政関係者：21人 d その他：19人	

(エ) 認定にあたっての審査の重点項目

「何を重点に認定審査をしているか」をみると、「分別管理の場所の有無」が69件（91%）、「分別管理方法書の有無」が62件（82%）、「責任者の有無」が62件（82%）で、これら3点が重点的な審査項目となっている。

これを団体の属性別にみると、都道府県木材団体（37件）は「分別管理の場所の有無」92%（34件）、「責任者の有無」84%（31件）、「分別管理方針書の有無」70%（26件）の順。

森林組合（18件）は「分別管理方針書の有無」及びその内容がそれぞれ83%（15件）、「分別管理の場所の有無」78%（14件）、「責任者の有無」72%（13件）の順。

素材生産組合（6件）は「分別管理の場所の有無」、「分別管理方針書の有無」、「責任者の有無」がそれぞれ50%（3件）。

その他木材団体（11件）は分別管理の場所の有無85%（11件）、責任者の有無69%（9件）、「分別管理方針書の有無」62%（8件）の順。

中央団体（10件）は「分別管理方針書の有無」100%（10件）、「分別管理の場所の有無」70%（7件）、「分別管理方針書の内容」、「帳票管理方法を定めた文書の有無」、「責任者の有無」がそれぞれ60%（6件）であった。

アンケートで上げられたこれらの各項目は、事業者認定実施要領の第5条「合法木材供給事業者の認定要件」において「分別管理」、「帳票管理」、「責任者の選定」として規定されているものである。当初の認定が合法木材供給が実際に行われる前であり、実施体制をチェックすることが困難な面があったと言えるが、更新を含めて今後の認定に当っては、これらの項目は100%になってしかるべきものである。

表 I 1-4 認定審査の重点項目

a 分別管理の場所の有無	91% (69)
b 分別管理方針書の有無	82% (62)
c 分別管理方針書の内容	61% (46)
d 帳票管理方法を定めた文書の有無	45% (34)
e 帳簿が方法書の通り実際に整えられているか	11% (8)
f 合法木材供給体制責任者の有無	82% (62)
g 同責任者の知識・能力	12% (9)
h その他	5% (4)

(4) 各種情報の公開

ガイドラインでは、制度の信頼性を担保する方法として、情報の公開を重要な要素としている。各種情報の公開の程度は以下の通りである。

(ア) 情報公開の程度

「審査委員会名簿」を公表しているのは 84 団体のうち 12 件 (15%) にすぎず、非公開としているものが 64 件 (76%)、不明が 8 件 (10%) となり、要求のあった時に公開という例もある。

「認定手続き」については、ガイドラインにおいて「認定等を行う仕組み、木材・木材製品を供給するに当たって留意すべき事項等を定め公表する」としており、「認定手続き」の公表は必須であるが、実際には公表しているのは 53 件 (63%) にすぎない。(本項目については、すべて合法木材ナビ上に掲載)

団体の属性別には都道府県木材団体 (37 件) が公開 76% (28 件)、非公開 22% (8 件)。中央団体 (10 件) が公開 80% (8 件)、非公開 20% (2 件)。森林組合 (18 件) が公開 56% (10 件)、非公開 28% (5 件)。

これに対し、素材生産組合は公開、非公開、不明のすべて 33% (2 件)、さらにその他木材団体は非公開が 54% (7 件)、公開 39% (5 件) と非公開が公開を上回っている。公開が行われていないところへは、公開を要請するよう働きかける必要がある。

「認定者名」については公開が 87% (73 件)、非公開 7% (6 件)、不明 6% (5 件) である。(本項目については、すべて合法木材ナビ上に掲載)

属性別には、公開は都道府県木材団体で 95% (35 件)、その他木材団体で 92% (12 件)、中央団体で 90% (9 件) と高いものの、森林組合で非公開が 22% (4 件) と高い。認定者に係る情報の公開は、認定番号を証明事項として証明書に記載しないといけないことから、証明書の信頼性を担保する意味で必要である。

「管理責任者名」の公開については、公開が 59% (49 件)、非公開が 33% (28

件)、不明が 8% (7 件) であった。

属性別には公開がその他木材団体で 77% (10 件) 都道府県木材組合で 67% (24 件) と高いのに対し、中央団体は公開・非公開がそれぞれ 50% (5 件)、森林組合はそれぞれ 44% (8 件)、素材生産組合はそれぞれ 33% (2 件) となっている。

「取扱数量」は非公開が 68% (57 件)、公開 21% (17 件)、不明 12% (10 件) と、多くが公開していない。

以上からみると、ガイドラインにおいて、情報の公開を制度の信頼性確保、透明性の確保の点から重要視しており、合法木材ナビによってその点の担保はされているが、団体独自の取組みとして今後、積極的な努力が必要である。

(イ) 情報公開の手段

「審査委員会名簿」の公開 (12 件) は「合法木材ナビ」3 件、「自分のホームページ」1 件、「その他」7 件となっており、その他については組織の機関誌などのよるものがある。

「認定の手続き」(53 件) については、「自分のホームページ」での公開が 64% (34 件)、「合法木材ナビ」によるもの 40% (21 件) (この項目はすべて合法木材ナビに掲載されている)、「その他」11% (6 件) となっており、その他木材団体はすべてが、また中央団体は 63% (5 件) が「合法木材ナビ」に依存している。

「認定者名」(73 件) については、「合法木材ナビ」が 71% (52 件) (この項目はすべて合法木材ナビに掲載されている)、「自分のホームページ」が 61% (45 件)、「その他」8% (6 件) となり、都道府県木材団体、素材生産組合で「自分のホームページ」が 80% を超えて多い。

「管理責任者名」(49 件) については、「合法木材ナビ」80% (39 件) (この項目はすべて合法木材ナビに掲載されている)、「自分のホームページ」22% (11 件)、「その他」6% (3 件) である。

「取扱数量」(19 件) については、「その他」が 42% (8 件)、「合法木材ナビ」37% (7 件)、「自分のホームページ」21% (4 件) の順である。

情報公開については、「自分のホームページ」でとするものが、「認定の手続き」で 64%、「認定者名」で 62% (45 件) と比率が高いが、他の項目については、「合法木材ナビ」の比率が高い。本来、合法木材の取り扱いは、他との差別化が重要なポイントであることから、全国ベースの合法木材ナビの利用も必要だとはいえ、積極的に自団体のホームページで公開していく必要がある。

なお、自団体の情報が合法木材ナビに掲載されていること自体を知らないで回答している団体があるが、認定団体と合法木材ナビの連携という点で問題である。

(5) 事務運営体制

(ア) 事務運営体制

団体が事業者の認定や普及管理を実施する際、そのために事務的負担がかかるが、これに対する認定団体の意見は次のとおりである。

認定のための業務については、「現状程度の認定業務が発生するのはやむを得ない」とするものが 64% (54 件)、「合法木材認定のための調査や審査会準備のために多くの手間がかかる」が 20% (16 件) となり、多くが、「現状程度の認定業務の発生はやむを得ない」と考えていることがわかる。しかし「もっと事務の簡素化を図るべき」とする意見も 17% (14 件) あった。

団体の属性でみると、「現状程度の認定業務の発生はやむを得ない」とするの素材生産組合で最も多く 83% (5 件)、中央団体 80% (8 件) となり、「もっと事務の簡素化を図るべき」とする意見は、その他木材団体で最も多く 46% (6 件)、次いで森林組合の 22% (4 件) となった。

普及管理の業務に関しては、「事業者や需要者に対する普及管理の事務は十分に行き届かない」が 70% (59 件)、「事業者や需要者に対する普及管理の事務は十分に行っている」が 17% (14 件)、「事業者や需要者に対する普及管理の事務はもっと実施したい」が 16% (13 件) となった。

団体の属性別には、「事業者や需要者に対する普及管理の事務は十分に行き届かない」で多いのは森林組合 78% (14 件)、都道府県木材団体 76% (28 件) であった。

また素材生産組合 33% (2 件)、中央団体 30% (3 件) が「事業者や需要者に対する普及管理の事務はもっと実施したい」とした。

以上からみると、認定に関してはかなり時間がかかり、また、その必要性は認識されているものの、普及管理に関しては事務が十分に行われる体制になっていない問題点が示されている。

表 I 1-5 認定団体の業務

(認定のための業務)	
a 合法木材認定のための調査や審査会準備のために多くの手間がかかる	19% (16)
b 現状程度の認定業務が発生するのはやむを得ない	64% (54)
c もっと事務簡素化を図るべきである	17% (14)

(普及管理のための業務)		
a 事業者や需要者に対する普及管理の事務は十分に行っている		17% (14)
b 事業者や需要者に対する普及管理の事務は十分に行き届かない		70% (59)
c 事業者や需要者に対する普及管理の事務はもっと実施したい		13% (13)

(重複回答あり)

(イ) 手数料および維持費

手数料及び維持費の徴収については、54団体が審査手数料を、33団体が維持費を徴収している。徴収額としてもっと多いのは審査手数料、維持費とともに1万～1万5千円の範囲であり、次いで審査料は5千～1万円、維持費は5千円未満となる。

また、無料としているところについては、今後有料化を検討しているところはなく、大半が有料化すべきでないとしている。このことは、認定のメリットと比較して、現時点では有料制度を広げることの難しさを示している。

表 I 1-6 認定団体の手数料維持費の設定

	手数料		維持費	
	実数	比率	実数	比率
無料	33	40%	51	61%
5千円未満	4	5%	13	16%
5千-1万円未満	16	19%	4	5%
1万円-1.5万円未満	28	33%	16	18%
1.5万円以上	2	2%	0	0%
その他	1	1%		
合計	84	100%	84	100%

表 I 1-7 無料の団体の今後の意向

今後有料化を検討したい	0
有料化の条件は整っていない	5
有料化すべきでない	15
わからない	6

(6) 認定事業体の管理体制

(ア) 取り扱い実績の報告

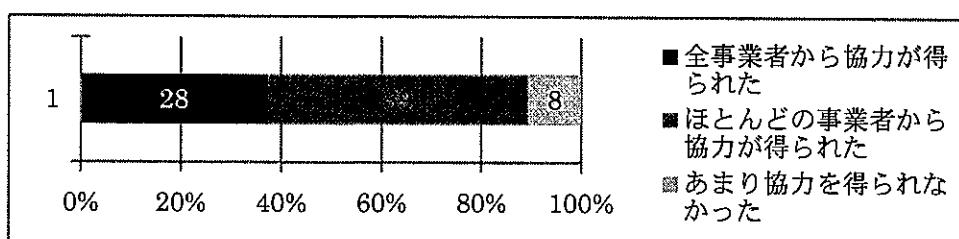
ガイドライン Q&A (22-3)では、要領により「事業者からの申請の受付・審査、事業者の認定・公表、実績報告の徴収、立ち入り検査、認定事業者の取り消し等の事項を定める」必要があるとしている。

また、多くの団体が認定要領で「認定事業者は、(中略)「合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績報告」により、合法木材の取扱等にかかる前年度分の実績を毎年○月末までに、当団体へ報告する。」としている。

しかし、現実には、「全事業者から協力が得られた」とするものは 33% (28 件) にすぎず、48% (40 件) が「ほとんどの事業者から協力が得られた」としており、「あまり協力を得られなかった」も 9% (8 件) に上る。

「全事業者から協力が得られた」とするのは森林組合で最も多く 50% (9 件)、「あまり協力を得られなかった」では都道府県木材組合で 22% (8 件) あった。

図 I 1-2 取り扱い実績の報告に対する協力



(イ) 立ち入り検査

ガイドライン Q&A (22-3)では、立ち入り検査に関する規定を設ける必要があるとしている。これに対し多くの団体は規定があるとしているが、18.1% (15 団体) がこれに関する規定がないとした。

「ない」としたものの理由としては、都道府県木材団体では「指導で対応する」、「立ち入り検査をする時間的余裕がない」、「必要性を現在のところは感じていない」。

森林組合では「検査をする必要が生じていない」、「素材取扱の現状は、全てが森林整備を通じての素材生産体制であり、販売流通が一体となっている」。

中央団体では「研修や情報提供を適宜行っている」などが挙げられている。

「今のところ必要がない」とのコメントが多いが、何かことが発生し、立ち

入り検査が必要となった時は、信頼性確保の上からはすでに手遅れである。このようなことのないようにするのが平時での立ち入り検査である事の理解が必要である。

この規定は事業の信頼性を確保する上で重要であるため、早急な対応が望まれる。

また、立ち入り検査の実施については、「年次計画により実施した」が4%（3件）、「年次計画はないが実施した」が10%（8件）と、実施したものはわずか13%（11件）にすぎない。

さらに、実施していない団体の今後の方針は、「今後検討する」が40%（28件）、「今後も実施しない予定」が12%（9件）、「今後は不明」が37%（26件）であり、過半数が消極的な見解を示している。

図 I 1-3 立ち入り検査規程

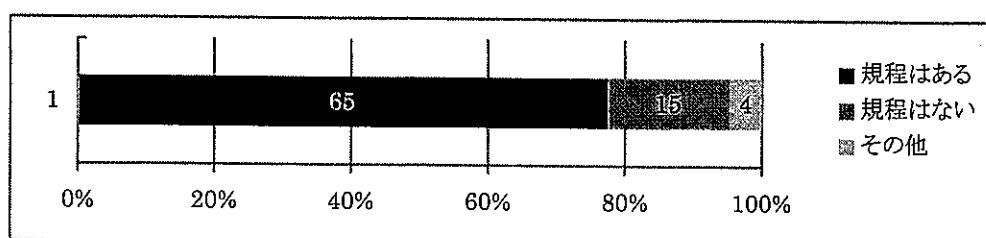


図 I 1-4 立ち入り検査の実施

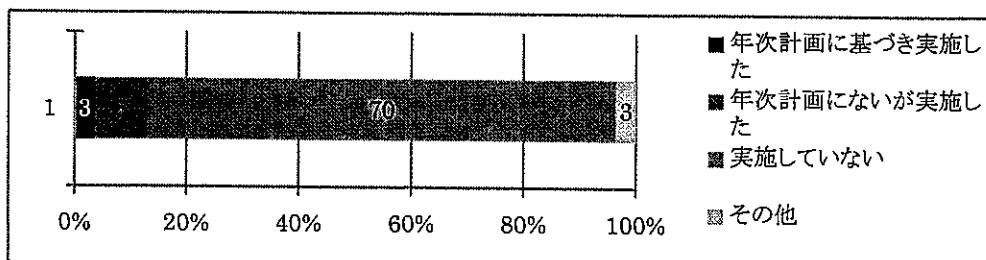
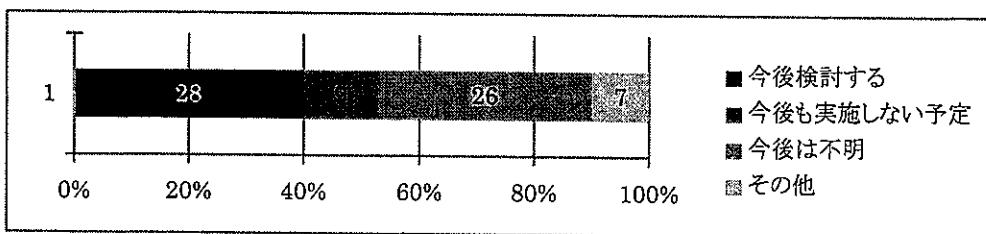


図 I 1-5 今後の対応



立ち入り検査に関する団体からのコメントをみると、「年次計画に基づくも

の」では、「毎年 10%程度を無作為抽出で行う」、「業種・業態・地域等を考慮して 3 日間で 12 社に対し、審査委員による現場調査」、「年間 100 事業体」などがある。

また、「年次計画に基づかず実施した」ものでは、「企業を訪問した際に確認することで、年 10~15 社程度」、「県森連、県木連、県が合同で全認定先を検査」、「出張の際に近隣の認定事業体を検査」などがある。

このほか「申請事業者全てに対し行った」、「新規組合加入事業者に対し行った」といった意見があったが、これは審査に係るものであり、認定後の立ち入り検査とは異なるものであるとの理解が必要である。

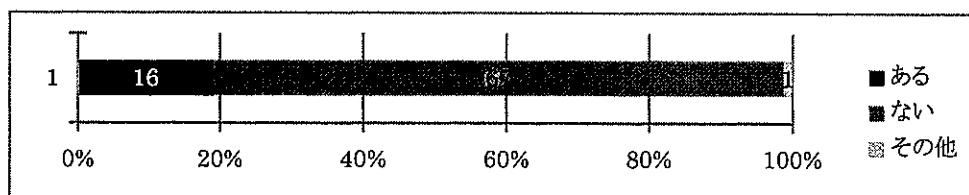
「立ち入り検査の規定とその実施」については、各団体の取組の実施状況などを見ながら、的確な対応が必要である。

(ウ) 認定事業者の取り消し

ほとんど団体が認定事業者取り消し規程をもっており、持っていないのはわずか 5% (4 件) にすぎない。ただしこの 4 件も「実施要領で規定している」と答えていることから、すべての団体がこの規定を持っていると理解できる。

「認定の取り消しが過去にあった」とする団体は 19% (16 件) に上ったが、その理由としては「認定取り消しの申請があった」、「事業者が認定事業体の要件に適合しなくなった」、「その他」となっている。

図 I 1-6 認定事業者の取り消し



(7) 事業体への普及啓発活動

(ア) 普及啓発の手段

合法木材の普及を図る上で、認定事業体の信頼性を確保し、安定供給を確保していく上で、認定団体の果たす役割は極めて大きい。特に、実際に認定事業体に接している認定団体による普及活動が、システム全体の信頼性を左右するといってよい。

のことから普及啓発活動の実態を見ると、最も多いのが「ポスター・パンフレットの配布」で 80% (67 件)、次いで「研修の実施」71% (59 件) が多く、「事例紹介ページの掲載を奨励」、「巡回指導による普及」は極めて少ない。

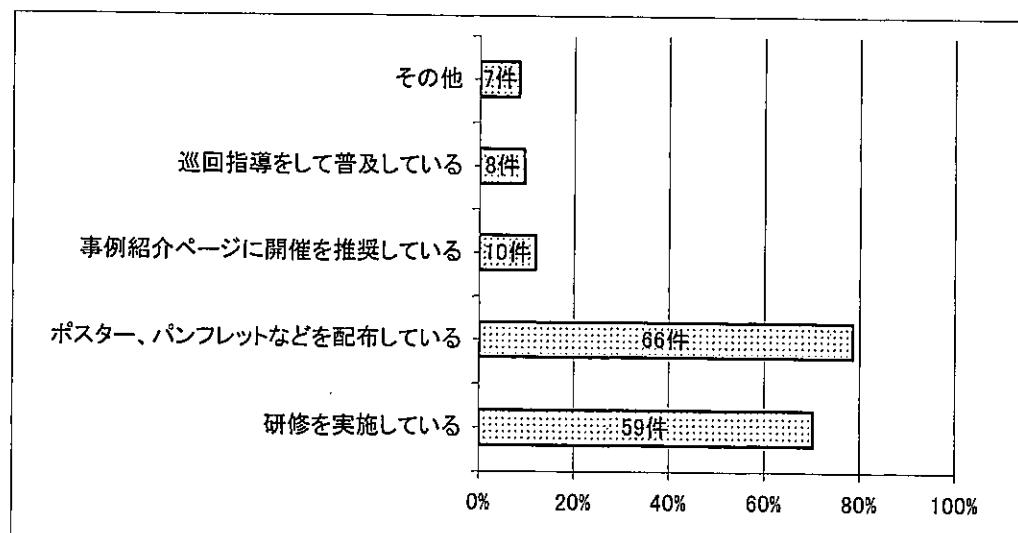
団体属性別では、「ポスター・パンフレットの配布」で最も多いのが中央団体の90%（9件）、最も少ないのが森林組合の67%（12件）。「研修の実施」は最も多いのが都道府県木材団体83%（30件）と素材生産組合83%（5件）であり、最も少ないのが森林組合50%（9件）であった。

ただし、森林組合は「巡回指導による普及」が17%（3件）で、都道府県木材団体11%（4件）とともに多い。また中央団体は「事例紹介ページの掲載を奨励」が40%（4件）ある。

「ポスター・パンフレットの配布」が最も多かったが、これらのポスター・パンフレットが全国木材組合連合会及び違法伐採総合対策推進協議会で作成されたものであると考えられ、そうであれば順位として1位に来るのは当然であろう。

なお、団体からのコメントをみると「国、県、市町、県建設業協会会員にグリーン購入法に基づく合法木材の使用を依頼」、「行政・団体と協力し、認証木材（合法木材）を使った施設の見学会を予定」などといった活動もおこなわれていることがわかる。

図 I 1-7 会員に対する普及啓発活動 (N=84)



（重複回答あり）

(イ) 研修の実施

普及啓発の方法として 2 位であった研修についてみると、研修を実施したとする 59 団体のうち、「すべての事業体を対象に毎年 1 回実施」は 46% (27%) で、「新規認定者を対象に実施」が 34% (20 件)、「その他」19% (11 件) となる。

団体属性別には、「すべての事業体を対象に毎年 1 回実施」は中央団体で 71% (5 件) と最も多く、素材生産組合で 60% (3 件)、森林組合で 56% (5 件) となる。森林組合の残り 4 件は「その他」で、「新規認定者を対象に実施」はなかった。なお、森林組合は県木連、県木協と共に共催で実施しているところがある。

「その他」の内容についてコメントからみると、「新規に認定を希望する事業体と併せ既認定事業体の希望者を対象に実施」、「組合会議で資料配布により説明」、「認定事業体が開催する消費者セミナーでパンフレットによる説明」、「合法木材供給事業者研修のみ」といったものがある。

合法木材の信頼性確保には、合法木材供給のシステムに関して心構えも含めて不断の研修が必要である。このため新規認定者に対するものは当然のこと、すでに認定を取得している事業体に対しても最低年 1 回の研修は必要であると考えられるが、この際、事務の簡素化ということであれば、コメントにあったような新規認定者への研修に既認定者（ただし希望者だけでなく）を含めることや、他団体との共催といった方法も考えられよう。

(ウ) 普及啓発活動の課題

今後、普及啓発活動をさらに展開していく上での課題としては、「合法木材の取り組みの重要性など基本的な事項を粘り強く伝達する」が最も多く 59% (49 件) を占めた。

ついで、「合法木材の需要拡大に向けた取り組みを促進する」45% (37 件)、「原料の調達先に合法木材証明書の提出要請を促進する」41% (34 件)、「顧客からの証明書注文の有無にかかわらず合法木材に証明書を発給することを促進すること」30% (25 件)、「分別管理や証明書の発給条件など合法木材証明の信頼性向上を促進すること」23% (19 件)、「合法木材ナビの事例紹介ページなどの活用により自らの製品を PR していく必要性を啓発すること」6% (5 件) などの順になる。

ただし、団体の属性でみると、都道府県木材団体と森林組合では回答の順が上記のとおりであるが、中央団体では「原料の調達先に合法木材証明書の提出要請を促進する」と「合法木材の需要拡大に向けた取り組みを促進する」がそれぞれ 70% (87 件) で最も多く、次いで「合法木材の取り組みの重要性など基

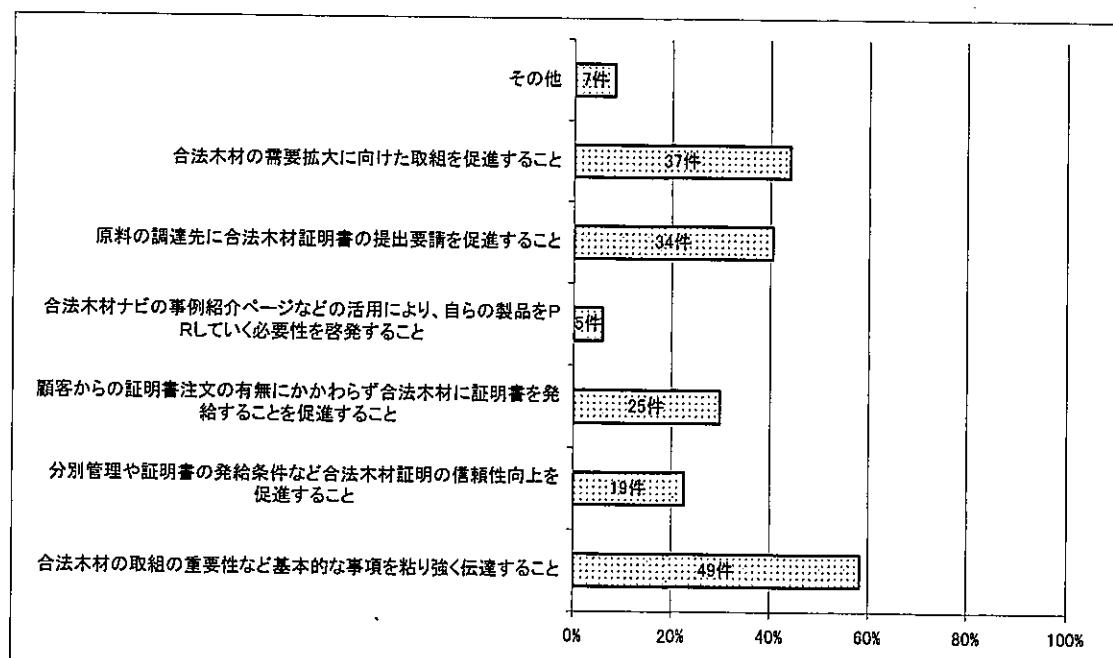
本的な事項を粘り強く伝達する」60%（6件）、「顧客からの証明書注文の有無にかかわらず合法木材に証明書を発給することを促進すること」と「分別管理や証明書の発給条件など合法木材証明の信頼性向上を促進すること」がそれぞれ40%（4件）となっている。

また、素材生産組合では2位が「原料の調達先に合法木材証明書の提出要請を促進する」、3位が「顧客からの証明書注文の有無にかかわらず合法木材に証明書を発給することを促進すること」となり、「分別管理や証明書の発給条件など合法木材証明の信頼性向上を促進すること」、「合法木材ナビの事例紹介ページなどの活用により自らの製品をPRしていく必要性を啓発すること」については該当がなかった。

同様に、その他団体においては「分別管理や証明書の発給条件など合法木材証明の信頼性向上を促進すること」に該当がなかった。

団体の属性によって課題の重要度が異なるようであるが、「合法木材ナビの事例紹介ページなどの活用により自らの製品をPRしていく必要性を啓発すること」がいずれの団体でもきわめて低かったことは、意外だといえる。特に原木でなく製品を扱うところにおいては、合法木材の製品を非合法木材に対して差別化していくことが重要であり、そのためには需要者に対するPRは大変に重要なポイントであるといわざるを得ない。この点で、合法木材ナビの活用及び運営については、再度基本的に検討する必要があろう。

図 I 1-8 事業体に対する普及啓発活動の課題（N=84）



（重複回答あり）

(エ) 未認定会員などに対する働きかけ

今後、合法木材を普及していくには、証明チェーンの確立のために、さらに認定事業体を拡大していくことが必要である。

これに関して、「認定団体の証明チェーンの確立のために、さらに認定事業体を広げていく必要がある」は 47% (39 件)、「会員で対象になりそうな人はほとんど認定しているので、広げていくのは難しい」は 47% (39 件)、「その他」は 13% (11 件) であった。

「広げていく必要がある」が予想より少ないが、「広げていくのは難しい」を「広げていく必要がある」が「広げていくのは難しい」と解釈すれば、多くが広げていく必要性は認識していると考えられる。

団体属性別には都道府県木材団体の 72% (26 件) が「広げていく必要がある」として最も多い。また素材生産組合のすべてが「広げていくのは難しい」としている。

コメントとしては未認定の「組合員がない」、「大半の組合員が認定済み」といったものが森林組合、その他木材団体、中央団体から出され、「傘下会員以外を認定する考えはない（森林組合）」といった意見もある。

このほか都道府県木材団体からは「合法木材の使用が義務付けられれば認定は進む」、「合法木材の調達先が証明書の提出を要請しなければ、認定事業体は増えない」、「想定された事業体は認定され、今後証明制度の実効をあげ、さらに拡大に努める」といった意見が出された。

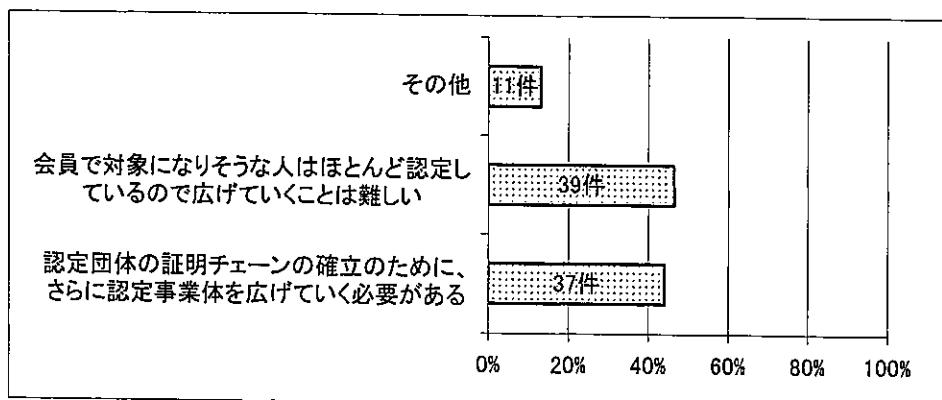
また、中央団体からは「認定事業者になったが、需要側に制度を理解していないところが多く、現状では全くメリットを感じていないとの声が多い」との意見があった。

さらに、「広げていく必要がある」とした 37 件のうち「会員に様々な機会に働きかけている」としたのは 73% (27 件) で、都道府県木材団体が 85% (22 件) を占め、このほかは 1~2 件にすぎなかった。

また、「会員外に対しても働きかけている」としたのは 16% (6 件) で、都道府県木材団体、森林組合でのみ見られた。さらに「余裕がない」としたもののが 11% (4 件) あった。

会員外への働きかけはほとんど行われていないと思われるが、合法木材のシステムが CoC 証明チェーンで成り立つことを考えれば、会員外への働きかけ、特に自業種と直接関係のある業種への働きかけは不可欠ではないか。

図 I I -9 未認定会員などに対する働きかけ (N=84)



(重複回答あり)

(8) 一般消費者・需要者への普及活動

ほとんどの団体は自主的行動規範の中で、「合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進」として「合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。」としているが、その実態は次のようである。

(ア) 一般消費者・需要者の理解度

「公的機関で一定の理解度は示すものの具体的発注には結びついていない」が最も多く 57% (47 件)、次いで「公的機関も含めてほとんど理解がない」が 30% (25 件)、「一般消費者や企業でも一部に理解が深まってきた」 21% (17 件)、「政府や自治体等公的機関の窓口では理解が深まってきた」 15% (12 件) の順になる。

「公的機関で一定の理解度は示すものの具体的発注には結びついていない」とするのは都道府県木材団体 58% (21 件)、森林組合 78% (14 件)、素材生産組合 67% (4 件) に多く、「公的機関も含めてほとんど理解がない」とするのは中央団体 60% (6 件) その他木材団体 39% (5 件) が多い。また、「一般消費者や企業でも一部に理解が深まってきた」は中央団体で 40% (4 件) となっている。

このように団体の属性によって見方は若干異なるが、政府、地方自治体、などの公的機関での理解及びその理解不足に伴って需要がないことは、ほとんどが認めるところである。本来、グリーン購入法が政府を中心とする公的機関を対象とした法律である以上、これら公的機関での合法木材に対する理解の向上と、需要の喚起は基本であり、今後の展開を見ても不可欠であると考えられる。

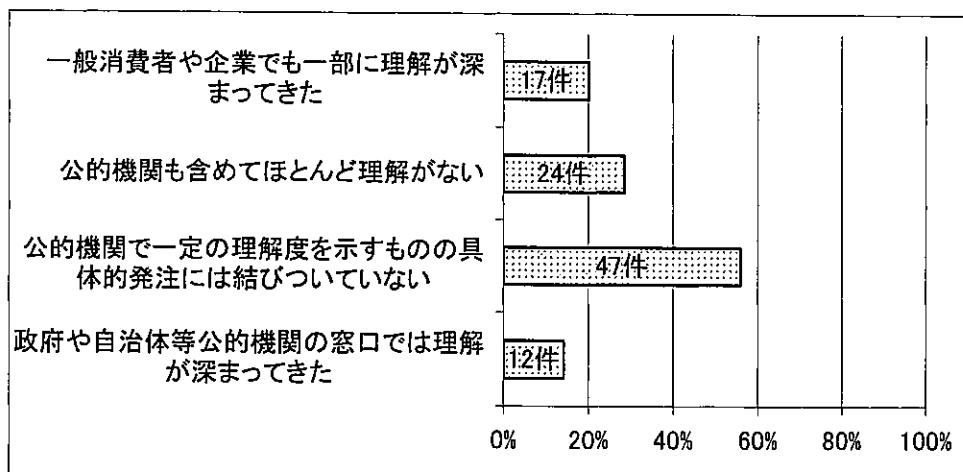
なお、これに関するコメントとしては、都道府県木材団体では「公的機関も

含め、理解の広がりが遅い」、「製紙会社では合法木材の制度が普及しており、取引先のチップ会社は積極的に認定を取得し、証明書を発給している」。

森林組合では「証明を求めている需要者（業者）はごく一部である」。

中央団体では「イベントでアンケートをしたが、90%以上が合法木材について知らなかった」、「森林組合部門で合法証明書を交付し、素材市場で受け取っているが、製材所で分別管理体制が整わないと、証明書発行を見合わせている」、「市町村等で合法木材調達を仕様書に記載するなどしないと、合法木材証明は進まない」といった意見があった。

図 I 1-10 一般消費者・需要者のこの問題への理解度 (N=84)



(重複回答あり)

(イ) 一般消費者・需要者に対して行っている普及の取り組み

合法木材の利用の意義など一般消費者・需要者に対する取り組みとして最も多いのが「イベントなどを活用しての普及・展示」で 41% (34 件)、「需要者向けの説明会」が 24% (20 件)、「需要者を訪問しての要請」17% (14 件)、その他 11% (9 件) となっている。

「イベントなどを活用しての普及・展示」、「需要者向けの説明会」、「需要者を訪問しての要請」はいずれも都道府県木材団体がそれぞれ 58% (21 件)、40% (14 件)、31% (11 件) で最も多かった。

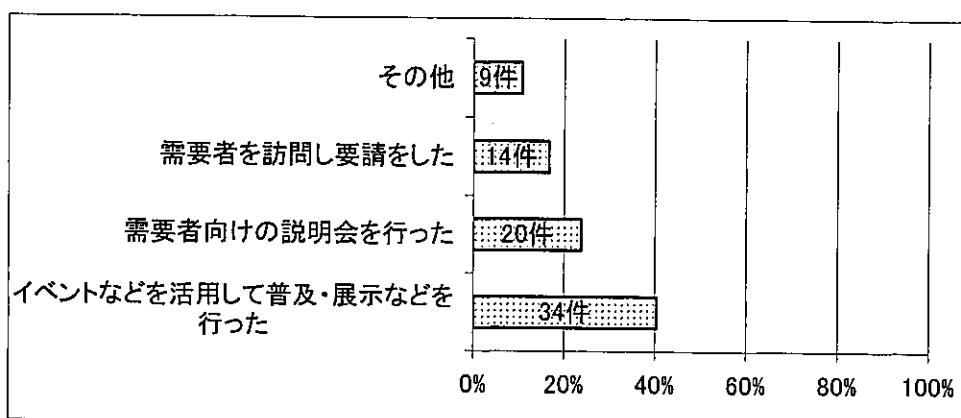
このうち「需要者向けの説明会」を開催した 20 件についてみると、「国の出先・地方自治体の窓口担当者向け」が 45% (9 件)、「建築関係者向け」35% (7 件)、「その他」が 45% (9 件) であった。

団体属性別には都道府県木材団体はこれらすべてを行っているが、森林組合は「国の出先・地方自治体の窓口担当者向け」と「その他」、中央団体は「建築

関係者向け」と「その他」、その他木材団体は「その他」だけで、素材生産組合においてはこのような活動は行われていなかった。

なお、各団体からのコメントの中には「住宅取得・増改築予定の県民を対象に講座、新聞広告によるPR(都道府県木材団体)」、「木製品の営業の際に合法木材の説明(森林組合)」、「協議会において需要者への説明(中央団体)」といったものがあった。

図 I 1-11 一般消費者・需要者に対して行っている普及の取り組み (N=84)

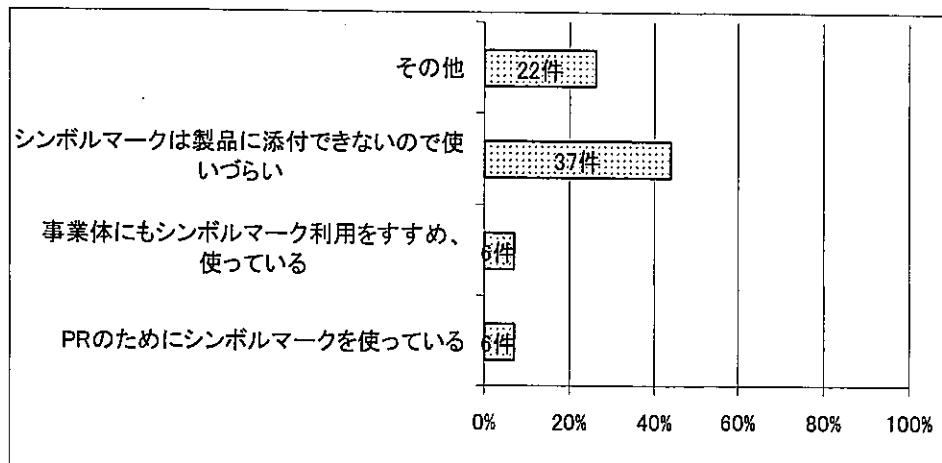


(ウ) シンボルマークについて

シンボルマーク(合法木材推進マーク)は、現在、合法木材の普及に関してのみ使用できることとし、木材、木材製品への添付は許可されていないが、これについての意見は次の通りであった。最も多かったのが「シンボルマークは製品に添付できないので使いづらい」で45% (37件)、次いで「その他」27% (22件)となり、「PRのためシンボルマークを使っている」と「事業体にもシンボルマーク利用を勧め、使っている」がそれぞれ7% (6件) あった。

また、「その他」としては「使用していない」とするものが11件、「研修会で普及しているが、あまり関心がない」、「利用を進めている」、「PRのため今後使用を検討したい」のほか、「シンボルマークの利用について認定事業者に情報を提供したがあまり反応がない」、「合法木材推進マークの使用目的を周知徹底済み。その利用は任意」といったものがあった。

図 I 1 - 12 シンボルマークについて (N=84)



(工) 合法木材を利用推進する方策

今後、合法木材の利用を促進していくための方策への回答は次のようになつた。最も多かったのが「地方自治体への PR が必要である」で 63% (52 件)、ついで「合法木材等の利用推進を支援する仕組みが必要である」52% (44 件)、「政府調達の共通仕様書に合法木材の調達を記載してほしい」51% (42 件)、「認定団体などが力を合わせて制度や製品の PR を積極的に行うべきである」24% (20 件)、「認定事業者側自らの PR の努力も必要である」19% (16 件)、「その他」10% (8 件) となつた。

「地方自治体への PR が必要である」については中央木材団体 70% (7 件)、都道府県木材団体 69% (25 件)、森林組合 67% (12 件) で多く、素材生産組合では 33% (2 件) にすぎない。

「合法木材等の利用推進を支援する仕組みが必要である」については、都道府県木材団体 69% (25 件)、その他木材団体 54% (7 件)、中央団体 50.0% (5 件) で多く、素材生産組合では 17% (1 件) であった。

「政府調達の共通仕様書に合法木材の調達を記載してほしい」は、都道府県木材団体が 67% (22 件) で最も多く、素材生産組合 50% (3 件) と中央団体が 50% (5 件) がこれに次いだ。

「認定団体などが力を合わせて制度や製品の PR を積極的に行うべきである」と「認定事業者側自らの PR の努力も必要である」はそれぞれ中央団体で 50% (5 件) を占めたほかは、10~20% 台であった。

以上から、各団体とも、国や地方自治体などへの様々な働き掛けの必要性は認めているものの、中央団体が認定団体、認定事業体自身の努力を指摘してい

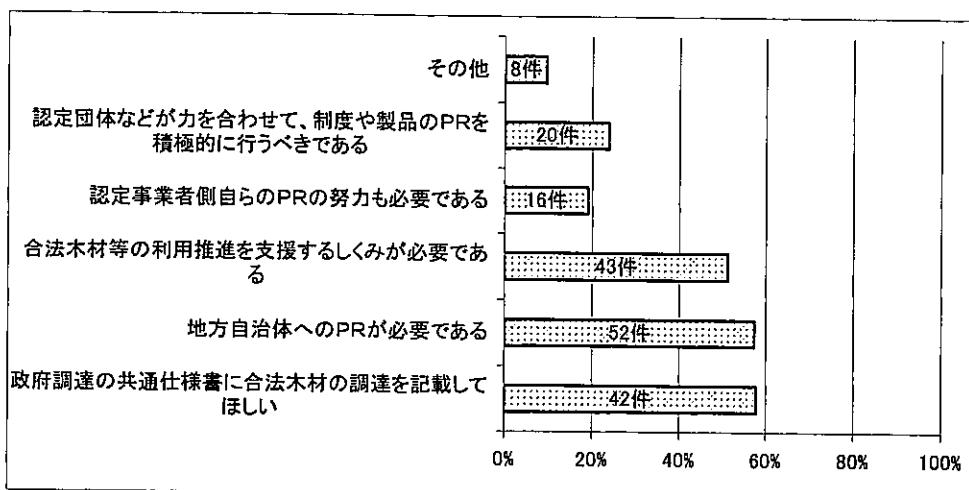
ることがわかる。

なお、これについてのコメントには、都道府県木材団体からは、「環境問題が大きく取り上げられていることから、一般木造住宅等においても合法木材以外の使用を規制する手段、あるいは合法材を利用した場合の金融機関の貸付利率の軽減等ができるのか」、「仕様書に明記しても、発注者が理解していないければ実需にならない」、「消費者や住宅生産者の理解が深まらないと流通しない」などがあげられた。

また森林組合からは「定着を図るために利用推進キャンペーン期間を設定して巡回指導をしてほしい」。

中央団体からは「仕入先に積極的に合法性を証明してもらうことが必要で、各事業者が個別に働きかける必要がある」などの意見が出された。

図 I 1 - 13 合法木材を利用推進する方策 (N=84)



(重複回答あり)

(9) 今後の取組についての意見

今後の取り組みについては、最も多かったのが「違法伐採問題は重要な課題であり、現状程度の業界団体認定制度の取り組みを地道に続けていく必要がある」で 58% (48 件)、次いで「違法伐採問題は重要な課題であり、業界団体の認定制度は、今後さらに取り組みを強化していく必要がある」21% (18 件)、

「違法伐採問題は重要な課題であるが、経営環境が厳しく木材業界としてこれ以上の取り組みをしていくことは難しい」18% (15 件) となった。

「現状程度の業界団体認定制度の取り組みを地道に続けていく必要がある」は都道府県木材団体で 50% (18 件) となつたほかは、各団体とも 60% を超え森林組合、素材生産組合では 67% となつた。

「今後さらに取り組みを強化していく必要がある」は、中央団体 30%（3 件）、都道府県木材団体 28%（10 件）、森林組合 22%（4 件）となったが、その他木材団体では 8%（1 件）、素材生産組合では皆無であった。

「経営環境が厳しく木材業界としてこれ以上の取り組みをしていくことは難しい」については、中央団体で皆無であったほかはそれぞれ 20% 前後となった。

これらをみると、大勢としては「違法伐採問題は重要な課題であり、業界団体の認定制度は、今後さらに取り組みを強化していく必要がある」とはいうものの、「経営環境が厳しく木材業界としてこれ以上の取り組みをしていくことは難しい」ことから、「現状程度の業界団体認定制度の取り組みを地道に続けていく必要がある」ということではないかと思われる。また、上述のような団体間での差は、それぞれの置かれている経営環境の違いを反映していると思われる。

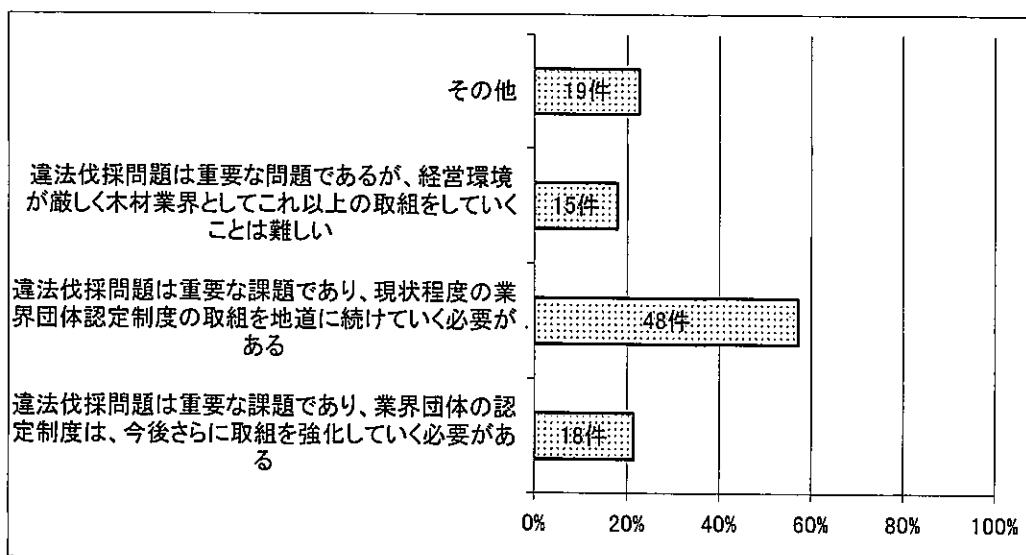
ただし、確かに平成 18 年度に業界団体認定制度に取り組み始めてから、業界を巡る経営環境は不況の波をかぶり大きく変わったといえるが、そのような状況のなかでも「取り組みの強化」ないし「地道に続けていく必要がある」という意見が大勢を占めていることは前向きにとらえるべきである。

なお、「今後さらに取り組みを強化していく必要がある」についてのコメントとしては、都道府県木材組合から「外材について、明確な合法性の証明書の添付が必要である。一方、国産材においてはすべての製品に合法性証明を行い、差別すべきである」。

森林組合からは「認定団体、認定事業体の巡回指導により帳票管理などのレベルを統一することが重要である」。

中央団体からは「信頼性向上を図るために分別管理、帳票管理の研修が不可欠で、事業者への訪問により個別研修を行うことで取り組みが強化される」、「業界団体への個別指導を行う必要がある。そのための書式の必要性を痛感している」などの積極的意見があった。

図 I 1-14 今後の取組についての意見



(10) 合法木材供給全般についての意見

都道府県木材団体

- ・違法伐採は森林法を遵守させることで防げると思うので、国・県・市町で真剣に取組む必要がある。
- ・製材品は、特定調達品目において、公共工事の項に位置付けられている。木材は、公共事業に限らず、全てにおいて合法なものとする必要がある。
- ・いずれも国の出先機関・県・地方公共団体など行政側(特に国)の関心がなさすぎる。これをもっと理解させる必要が大きいにある。
- ・公的機関の合法木材への理解の低さが、合法木材が流通しない最大の原因。供給体制を整えてきた木連にとっては、この点が一番不満。環境省や林野庁の指導を強化してほしい。
- ・公共・一般を問わず、合法木材の使用について、仕様書に記載されるよう使用者側への働きかけが重要である。
- ・消費者側で合法木材の重要性の認識、需要が拡大すれば、必然的に流通の各々の段階において合法木材取扱のシステムは整備されるものと考える。
- ・業界団体の認定制度の取組強化について異存はないが、これと平行して、需要者側に対する合法材の取組強化を積極的に進めなければ、ポスターやパンフレットによる PR のみではこの制度が頓挫してしまうのではないかと危惧している
- ・合法木材は、川上部分(森連、森組)がその気にならなければ全く前に進まない。林野庁、全森連の強力な働きかけが必要。
- ・合法木材の出発点は原木の合法証明。伐採届出制度等が周知されていないこともあって、合法証明書が添付されずに出荷されている場合が多い。原木市場に対し、出荷者に合法証明を求めるよう指導しているが、林業不況で出材量が減る中、顧客に強くいえないという。行政サイドで法定手続きを徹底するよう森林所有者等に指導して欲しい。
- ・同一企業が製材・チップ生産・素材生産の複数業種を行っている場合、すべての団体から認定を受けるケースが一般的であるが、中には、チップ工場の認定をもって、製材品の証明を行っているところもある。この場合、製材品まで証明効力が及ぶか、疑問視する向きもあり、悩ましい問題である。
- ・「ガイドライン Q&A」には、「森林認証制度」と「団体認定制度」はミックスが可能とあるが、森林認証取得者の中には団体認証制度を認めず、CoC 認証の取得を求める事例もあるようであり、全国レベルで両者間の認識共有をはかることも課題である

- ・認定事業者を対象とする「現場調査」や「事業者研修会」等から判断すると、この1年間で一気に合法制度が浸透した国産材に比べ、外材や合板等ボード類の合法証明が大きく立ち遅れているように見受けられる。特に川上の商社・問屋等がアクションを起こさねば、取扱い数量が少ない(発言力の弱い)地域の「木材販売業者」では、外材等の分野では「打つ手なし」が実情ではないか。
- ・今後、外材、ボード類等における「先進的な運用実態事例」を「実務に即し」すみやかに紹介するとともに、木材輸入協会、日合連、日集協等の関連団体に対し、傘下認定事業者への指導強化をお願いしたい。

森林組合

- ・政府・地方自治体が調達する木材の仕様書には、合法木材の指定が必須である。
- ・合法木材の使用を都道府県・市町村・公社等に拡大して欲しい。

素材生産組合

- ・この問題は外材にあることであり、その業界に対して厳格に対処すべきである。

その他木材団体

- ・チップ材については、誤伐はあるかもしれないが違法伐採はないと思われる。

中央団体

- ・製材品、製品の乾燥、保管期間が長いため、本制度発足前に供給された製材品等が多い。普及に時間がかかる。
- ・現状のまま推移すれば、団体認定制度の信頼性が維持できるか否か憂慮している。

アンケートの母数の関係から、コメント数も都道府県木材団体 13 件、森林組合 2 件、素材生産組合 1 件、その他木材団体 1 件、中央団体 1 件とばらつきがある。このため都道府県木材団体からのコメントが中心になるが、簡単にまとめると次のようになろう。

まず多いのが普及に関連しての需要拡大についてであり、これについては国、県、市町での関心の弱さ、理解の低さを指摘する声が多い。また、公共機関に限らず一般の需要者に対するアプローチの重要性も指摘され、「ポスターやパンフレットによる PR のみではこの制度は頓挫してしまうのではないか」という危惧が出されるとともに、「公共・一般を問わず、合法木材の使用について仕様書に記載されるよう、使用者側への働きかけが重要」ともされた。

また、合法木材の出発点は合法証明であるが、合法証明書が添付されずに出荷されることが多く、これへの対応を求める意見があった。これについては、これまで「証明を求める業者はごく一部だ」との意見も出されている。この問題はシステムの根幹に位置する重要な問題であり、さまざまな面からの検討が必要になる。

また、複数業種で仕事をしているときの認定の問題や、森林認証制度との関係など制度自体に関する指摘もあった。

2 合法木材供給事業体調査

(1) 趣旨及び目的

合法木材供給事業者認定団体が認定事業者の活動を評価し、認定事業者の活動の水準を高めていくとともに、その結果を適切に情報発信することにより、システム全体の信頼性を確保するため、認定団体が一定割合の認定事業体をヒアリングしその結果を公表することとした。

(2) 調査概要

認定団体に対して、平成21年1月、当該団体が認定した合法木材供給事業体のうち5%を対象として、①合法木材の供給状況、②認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況、③改善すべき点、④合法木材供給全般についての意見に対してヒアリング調査を依頼した。24団体の協力によって、115事業体を対象にした調査が行われた。

(3) 調査事業体の概要

素材生産業15社、原木流通業12社、製材業53社、合板製造業13社、チップ製造業3社、その他加工業8社、製品流通業7社、輸入業4社の合計115社。

全量を合法木材として販売している事業体が29社、内訳は素材生産10社、原木流通業4社、製材業8社、合板製造業2社、チップ製造業2社、その他加工業、製品流通業2社である。

また、逆に全く合法木材を供給していない事業体は27社で、内訳は素材生産業1社、原木流通業2社、製材業16社、合板製造業1社、チップ製造業1社、その他加工業3社、製品流通業1社、輸入業2社である。

このため、いくらかでも合法木材を取り扱っているのが、合計で59社、素材生産業4社、原木流通業6社、製材業29社、合板製造業10社、その他加工業4社、製品流通業4社、輸入業2社である。

表 I 2-1 業態別の合法木材供給割合

	合法木材供給 100%	部分的	合法木材供給 0%	合計
素材生産業	10	4	1	15
原木流通業	4	6	2	12
製材業	8	29	16	53
合板製造業	2	10	1	13
チップ製造業	2	0	1	3
その他加工業	1	4	3	8
製品流通業	2	4	1	7
輸入業	0	2	2	4
合計	29	59	27	115

(4) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況（分別管理）

① 分別管理の場所の有無

「『合法木材』と『非合法木材』の分別の確保について、適切に確保されているか、認定審査時の申請どおり確保され利用されているか、仮にそうでない場合、理由、適切な管理上問題が発生していないか、回避策はあるか」

これに関しては、ほとんど全部といつてもよい 112 件が「ある」と回答している。また「ある」としたうち 70 件が申請どおり利用し、21 件が全量合法木材なので不要、また「ない」とした 1 件が全量合法木材なので特別設置していないとしている。これらを合計すると 92 件となり、全体の 80%が合法材と非法材を区分しているとみられる。

この中には分別管理が困難なため、調達先を変えて全量合法木材にしたという製材業者もあり、業態によっては分別管理が困難なケースがあることがわかる。

合法木材の入荷実績がないため利用していない、という事例 13 件については、実際に分別管理が始まった段階で問題点が発生する可能性があり、注意を要する。

これらを業種ごとに見ると合板製造業、チップ製造業、製品流通業、輸入業では、すべてが「申請どおり利用」、「全量合法なので不要」としていたが、その他業種では、合法木材の入荷実績がないことから「利用していない」としたところが多い。

表 I 2-2 分別管理の場所の有無

		分別管理の場所			
		a あり	b なし	c 不明	計
1	申請どおり利用	70			70
2	利用していない（全量合法木材なので不要）	21	1		22
3	同上（合法木材が入荷実績無し）	12	1		13
4	同上（その他）	7			7
5	不明	2		1	3
	計	112	2	1	115

② 分別管理方針書の有無

「入出荷、加工、保管の各段階において合法木材とその他の木材とが混在しないよう分別管理の方法が定められ、それが徹底されているか」

事業者認定実施要領によると、「合法木材供給事業者の認定要件」として分別管理については「分別して保管できる場所を有していること」とともに、「分別管理の方法が定められていること」となっている。このように分別管理方針書は不可欠のものであるが、「ある」としたのは 64% の 74 社にすぎない。また「ある」が「合法材の入荷がないので分別管理していない」、「その通りに実施していない」があわせて 22 件あり、特に「その通りに実施していない」の 10 件は問題がある。

なお、業態別には輸入業ではすべてが、また原木流通業ではほとんどが「ある」であったが、反面、チップ製造業では 3% (1 件)、その他加工業では 25% (2 件)、製品流通業では 14% (1 件) のみであった。

表 I 2-3 分別管理方針書の有無

		分別管理方針書の有無			
		a あり	b なし	c 不明	計
1	分別管理を実施	40		17	57
2	全量合法であり分別管理不要	12	2	17	31
3	合法木材入荷無し分別管理なし	12		2	14
4	その通り実施していない	10	1		11
5	不明			2	2
	計	74	3	38	115

(5) 認定手続きの認定要件、申請内容の実施状況（帳票管理）

① 管理簿の有無と帳票管理

帳票管理も事業者認定実施要領において、「合法木材供給事業者の認定要件」として「合法木材の出入荷、在庫に関する情報が管理簿等で把握できること」、「関係書類を5年間保存すること」と規定されている。しかし、先ほどの分別管理方針書と同様に、「あり」としたのは52%（60件）にすぎなかった。

「なし」とした50件のうち24件は「他の手段でわかる」であった。文書管理などの負担ができるだけ削減する必要はあるが、帳票管理に代わるものか、どれだけ信頼性・透明性を確保できるものなのか検討する必要はある。

これを業態別にみると、素材生産業ではすべてで整備されていたが、反面、製材業では28%（15件）、チップ製造業では33%（1件）、輸入業では25%（1件）だけであった。

表 I 2-4 管理簿の有無

		管理簿の有無			
		a あり	b なし	c 不明	計
1	合法木材が記帳されている	53		1	54
2	全量合法であり記帳必要	1	7		8
3	合法木材入荷無し記帳不要	2	8		10
4	他の手段でわかる	1	24	2	27
5	必要な記帳がされていない	3			3
6	不明		11	2	13
	計	60	50	5	115

② 関係書類（証明書を含む）の適切な作成・保存

先に述べたように関係書類の保存は5年間とされているが、「関係書類が適切に作成・保存されている」としたのは76%（87件）であった。「実績はあるが保存されていない」、「何らかの問題があるもの」があわせて13件あるのは問題であろう。引き続き確認が必要である。

なお、業態別にみると、素材生産業86%（13件）、合板製造業100%（13件）、その他加工業88%（7件）、輸入業100%（4件）と高いものの、反面、原木流通業では42%（5件）と低かった。

表 I 2-5 関係書類の適切な作成、保存

		実数	比率(%)
1	関係書類が適切に作成、保存されている	87	76
2	取り扱っていないので実績はないが、方針が明確	5	4
3	実績はあるが保存されていない	1	1
4	不明	10	9
5	上記以外（何らかの問題があるもの）	12	10
	計	115	100

(6) 責任者の選任と研修の受講

責任者は 1 名以上選任することが「事業者認定実施要領」においても定められているが、実際に選任されているのは 92% (106 件) である。ただし、このなかでも「形式だけ」にすぎないものが 13 件あり、機能を果たしているのは 93 件である。

また、これら責任者の研修受講の状況をみると、受講したのは「形式だけ」の 6 件を含めて 58% (67 件) にすぎない。実質的な責任者を明確に選任し、研修を受講する体制が必要である。

表 I 2-6 責任者の研修受講の有無

		研修受講の有無			
		a あり	b なし	c 不明	計
1	選任され機能を果たしている	61	15	17	93
2	選任されているが形式だけ	6		7	13
3	選任されていない				
4	不明			9	9
	計	67	15	33	115

(7) 推奨すべき点

素材生産業

- ・ 合法木材の必要性・制度を十分に理解し、取り組んでいる。 (3件同様の意見)
- ・ 本事業を良く理解している。

原木流通業

- ・ 制度をよく理解している。
- ・ 合法性又は合法性・持続性が証明された木材・木材製品のみの入荷で、混在することがまったくない。

製材業

- ・ 当制度を十分に理解し、積極的に取り組んでいる。 (2件同様の意見)
- ・ 合法性又は合法性・持続性が証明された木材・木材製品のみの入荷で混在することがまったくない。 (3件)
- ・ 合法木材の出入荷、在庫に関する情報を（コンピュータ管理などで）、よく整理し保存している。 (2件)
- ・ 合法木材の取り扱いの原点は素材納入という考え方から、素材納入に当たって証明が確かな相手先に切り換えた。
- ・ 輸入材についても、合法木材証明書を徹している。
- ・ 他県の素材納入業者（未認定事業体）に働きかけ、合法木材供給事業体として認定を受けさせた。
- ・ 名刺に「合法木材認定メーカー」の表示がしてある。
- ・ 調査に対して協力的であった。

合板製造業

- ・ 全量合法材使用により、製造段階で混在する危険がまったく無い。 (2件同様の意見)
- ・ 加工工程においては、合法材と非合法材とを別なラインで生産していた。 (2件同様の意見)
- ・ 合法木材である旨の証明（納品書に表示する形で）を必ず実行している。

チップ製造業

- ・ 合法木材の制度を十分に理解して、管理を行っている。

その他加工業

- ・ 合法性又は合法性・持続性が証明された木材・木材製品のみの入荷で混在することがまったくない。 (2件同様の意見)
- ・ 認定事業体になった時に、合法証明を添付するように取引先の木材企業、森林組合に要請した。その結果、現在も証明書付きで納材されている。カラマツ及びヒバは全て合法証明書付きであり、樹種で管理できるようになった。

- ・工場内、保管場所ともに整理整頓されている。
- ・出荷量のほとんどが合法木材

製品流通業

- ・合法木材の必要性・制度を十分に理解し、取り組んでいる。(3件同様の意見)
- ・調査に協力的でスムーズに行えた。

輸入業

- ・同社はFSC(SGS)のCoC認証を取得している。仕入先シッパーに対して、FSCに限らず森林認証・CoC認証を取得するよう積極的に働きかけている。既にCoC認証取得済みのシッパーに対しては、認証材である旨正確に記載するよう要請を続けており、シッパーもその方向で対応しつつある。
- ・合法木材調達のための個別具体的な証明方法につき、仕入先シッパーに積極的に要請している。(2件同様の意見)

(8) 改善すべき点

素材生産業

- ・100%合法材を取り扱っているのに、製材の証明を今までしていないとの事なので、今後は製材の出荷に関しても積極的に証明がなされれば良いと思われる。
- ・証明書のコピー等関係書類は適切に保存されていなければならない。

原木流通業

- ・合法木材の管理簿が無かったため、今後作成するよう指導した。
- ・出荷については、合法木材の証明する自社の納品書用紙が小さいので依頼があるところだけ証明印を附している。
- ・責任者は合法木材供給事業者研修を受講すること。

製材業

- ・責任者は、合法木材の需要があれば分別管理を適切に行うとしている。
- ・合法木材のみを入荷していることから、管理簿上製品出荷の区分(合法木材、非証明材)はいらないものと勘違いしていた。あくまで証明書を発行したか、否かによって区分するよう指導。
- ・他県の素材業者からの合法木材証明書に団体認定番号が付いていないものがあったので、必ず相手側に記載させるよう指導した。
- ・買い手からの要請がなくとも、合法証明材を仕入れ、合法木材製品として出荷するよう、また、そのために必要な分別管理を適切に行うよう依頼した。
(14件同様の意見)
- ・管理簿や証明書のコピー等関係書類は適切に保管するよう指導した。(5件)

同様の意見)

- ・証明書発行のコピーが保存されていない。複写になっている納品書に押印して証明することとしていることから、控えの納品書にも押印するよう指導。(3件同様の意見)
- ・責任者は、今後、合法木材事業者研修を受講すること。(4件同様の意見)
- ・市・町が農林関係以外の部署では合法木材についての知識がない。

合板製造業

- ・合法木材で生産されたもので、購入先から合法証明を求められていないので、証明書の発行をしておらず、合法出荷量となっていない。今後、合法材を使用した製品については、全て合法証明をして出荷することが望まれる。

(2件同様の意見)

チップ製造業

- ・伐採届け等の確認ができる体制整備を図ること。
- ・今後合法木材供給体制に関する研修等を受講し、さらに知識を深めていくことが必要。

その他加工業

- ・出荷については、合法木材の証明する自社の納品書用紙が小さいので依頼があるところだけ証明印を附している。
- ・合法木材管理簿を整備すること。責任者は、今後、合法木材事業者研修を受講すること。

製品流通業

- ・合法木材管理簿を整備すること。(2件同様の意見)
- ・責任者は、今後、合法木材供給事業者研修を受講すること。

輸入業

- ・本事業体は先駆的にFSC(SGS)のCoC認証を取得している。しかし米材・欧州材等、仕入先シッパー側がCoC認証材を供給しない傾向にあり(コスト問題)、当社もCoC認証材が調達できていない。合法性証明材の供給推進のため、引き続き仕入先シッパーに積極的なCoC認証材の供給要請を続けてもらいたい。

(9) 合法木材供給全般についての意見

素材生産業

(合法木材供給システムについて)

- ・国産の木材が不法に伐採されているとは思ないので、あえて合法性を証明することはいかがなものか。
- ・今まで伐採許可(届出)書を添付のうえ受け渡しを行うことが恒常的になさ

れていないため、関係者にとまどいがある。更に合法木材の証明を必須として要求されるものが、国、県にかかる工事等の発注のものに限られるため、量が少なく、取り組みに困難がある。

(需要の拡大)

- ・ 公共事業などで、もう少し合法木材を利用してもらいたい。

(証明書の発行)

- ・ 需要面で合法木材の必要性がない。当社としても当初、出荷時に認定証のコピーを求められて以降、合法証明書を求められることはない。
- ・ 合法木材に関する証明書を受け渡しにメリットがないので、協力的でない場合がある。特に、素材生産業者に顕著である。

原木流通業

(需要側への普及)

- ・ 合法木材がほしいとの要求がない。業界だけではなく、一般消費者、建築関係者等にPRが必要である。
- ・ ハウスメーカーでエコに興味のあるところも増えており、合法木材が利用される潜在需要はある。
- ・ 県産材を使った住宅には補助金が出る。合法木材は補助がなく、管理にコストがかかる。これでは民間はついてこない。合法木材を使った家に補助金を出すなどの工夫が必要である。

(証明書の発行)

- ・ 産地証明は増えているが合法証明は増えていない。県産材証明と合法木材証明を一つにすることの検討も必要である。
- ・ 素材業者が合法木材の認定を受けて合法木材のみを取り扱っていても、合法木材証明を付けていないところがある。
- ・ 森林所有者や素材生産業者で認定工場（企業）となっているものが皆無なので、市場の代理証明が新たに定められたので一步前進。しかし、現在のところ合法証明できそうなのは国有林材だけか。

(合法材取引の実態)

- ・ 全出荷量に対し、合法木材の出荷が少ない。

製材業

(合法材供給システムについて)

- ・ この仕組みは海外での違法伐採対策として導入されたものだが、本来の目的である東南アジア等の違法伐採材の輸入阻止に役立っているかが疑問である。
- ・ 合法木材の制度そのものは理解するが、業界に負担をかける割にはその効果はわかりにくい。
- ・ 合法木材非合法木材でも製品としては同じ。全体として合法木材への需要が多くなれば考える必要はあるが、今の経営状況ではそこまで考えられない。
- ・ 証明があっても手間・コストをかけて分別することは、買い手から特別の要請もしくはメリットがないと継続するのは現状では困難（体力的に余裕がない）。
- ・ 国内で流通する材は山元や輸入段階でチェックし、すべて合法材を流通させるべきである。

(需要の拡大)

- ・ 合法木材の需要拡大が必要。需要者側への普及啓発。（4件同様の意見）
- ・ 国や県、市町村発注の公共事業に合法木材を使用するように働きかけるべきだ。（3件同様の意見）
- ・ 林野庁がリーダーシップをとって普及啓蒙を図るべきだ。
- ・ 国で制度を作ったにもかかわらず、国の公共事業では「合法木材証明」ではなく、「産地証明書」を要求し、現場末端での認識がないのが実態。
- ・ 納品書に合法証明が記載された製品もあるが、施工業者、施主等からの注文がない。合法木材を使う側の理解が得られるよう、もっとPRが必要である。
- ・ 発注者や合法木材を使う側があまり理解していない。発注者側への研修など積極的な働きかけが必要である。
- ・ 合法木材制度の普及のためには、見積の段階から認定書を添付するなど積極的な活動が必要である。
- ・ 証明書の要求は公共事業のみなので、他への合法木材制度の普及が必要である。（2件同様の意見）
- ・ 合法木材の制度を生かした施策を実施しないと、JAS制度以下の扱いとなり、無用になりかねない。合法木材を利用したら、住宅減税が上乗せになるとか、ローン金利が安くなるとか新しい施策は考えられないか。

(合法材取引の実態)

- ・ H20 年度に合法証明したものは、森林管理署舎新築用材のみであり、需要者側の広がりがない。
- ・ 合法木材の需要がないので、合法木材を流通させるための仕組みが機能しなくなっている。業界全体で合法木材の供給体制を整備しても、それを求めるユーザーがいないのでは取り組む意欲は減退する。
- ・ 全出荷量に対して、合法木材出荷量が少ない。(2 件同様の意見)
- ・ 合法木材の入荷量はあるが、出荷量がない。
- ・ 合法木材に対する需要が無いので、何のために手数料を払って認定事業者になったか意味がない。

(証明書の発行)

- ・ 今回、公共建築物を施工する工務店への販売のため、認定企業となって初めて証明を求められた。
- ・ 認定を取得すれば、国、県の発注工事等について、納材等が受注しやすくなるとの考えで早期に認定を受けた。しかし、自主的に認定書の写しを 2 件提出したほか、証明書の要求はなかった。差別化を図るために、取得したこともあるので、発注元において証明書の提出について厳格にしていただきたい。
- ・ 製紙会社からはチップについて合法木材証明の要求はなく、「産地証明書」が求められる。合法木材制度を実効性のあるものにするには、大手のユーザーへの指導・啓発が必要ではないか。
- ・ 製紙会社からは合法木材証明の要求はない。要求されても、スギ材については証明可能だが、米材については商社からの証明がもらえないで不可能な実態にある。
- ・ 合法木材証明の需要が定着すれば、合法木材管理方法書に基づき管理できるが、現状では手間がかかりすぎるので管理簿等による管理は出来ない。
- ・ 合法木材の入出荷がないため、認定を取得したもの証明書発行の機会がない。
- ・ 入荷製品のうち合法木材の証明はほとんどないが、制度普及のため、入荷製品に証明を求めるべきか。

(供給側への要請)

- ・ 全ての原木の供給元が三重県の原木市場のように、合法証明をするようにして欲しい。
- ・ 合法木材の出発点である原木市場へ、素材生産業者等が丸太を納品する時

点で、すべての丸太に伐採届等の合法証明書が提出されていないことが問題である。

- ・ 製材所としては、入荷以前の段階で証明がなければ対応ができない。市場や山元への働きかけが先決ではないか。（3件同様の意見）
- ・ 森林所有者や素材生産業者で認定企業となっているものは皆無。又、森林組合は非協力的である。

(輸入材への対応)

- ・ 北洋材の合法証明はロシアの協力がないとできない。合法証明が出せないかとの問い合わせはあるが、対応できない。

(管理事務とその簡素化)

- ・ 出荷が小口で、品目が多いため、証明書が大量となり、コピーの5年間保存は扱いが難しい。

(その他)

- ・ 今後とも非合法材は取り扱わない。
- ・ 意欲的に合法木材に取り組んでいる。（2件同様の意見）

合板製造業

(合法材供給システムについて)

- ・ 合法木材供給システムの認知度が低く、又メリットがない。地球環境対策に貢献しているということだけでは、普及に限界がある。（4件同様の意見）

(需要の拡大)

- ・ グリーン購入法、合法木材供給システムを知らない者が多い。更なる周知徹底を図る必要があると考える。
- ・ 地方公共団体への浸透が不十分であり、担当者はグリーン購入法、合法木材供給システム等の知識がない。公共事業を担当する部署は勿論、関係する部署にも通達を出すなど指導を徹底してほしい。
- ・ 地方公共団体の担当者は合法木材供給システム等の知識が不十分と思われる。例えば、合法証明書ではなく原産地証明書の提出を求めてくる。
- ・ 最終需要者（建設会社、家具屋、工務店等）がより積極的に取組めば、普及度は高まると考える。

(証明書の発行)

- ・ 業界内で、認定事業体から買ったものはすべて合法木材（明細書に合法材と明記していないなくても）と勘違いしている場合がある。研修会などで繰り返し説明したほうが良い。
- ・ 合法木材の証明書を求める企業がない。制度の徹底がなされていないためだと考える。
- ・ 証明書を発行する体制は整えてあるが、それを求める取引先もないことから、あえて発行はしていない。
- ・ 「合法木材を証明する書類」の添付を義務付けるよう検討願いたい。

(事務とその簡素化)

- ・ 事務処理の体制を機械化（電算化）しようとしても資金力が乏しく、手作業となると人手もない。零細・小企業が積極的に取組めるよう事務処理の簡素化を含め制度の見直しをお願いしたい。（2件同様の意見）

(その他)

- ・ 合法木材への取り組みは、全般的に適切に行われていた。（2件同様の意見）
- ・ 分別管理が確立され、全般的に適切に行われていた。特定のロシア丸太が合法材と証明されることとなつたことから、今後、本工場からの合法証明を付した合法証明材の供給が期待される。

その他加工業

(需要の拡大)

- ・ 合法木材の依頼がほとんどないので、普及に努めてほしい。
- ・ 県市町村からも合法木材の要請はない。
- ・ 建築、設計業者等への普及啓蒙が必要である。
- ・ 合法木材使用をウリに物件を取ったこともあり、環境、エコへの関心が高まる中で、合法木材が利用されるようになる背景はある。
- ・ 普及を図るために、県産材証明と合法木材証明を統一させることも考えられる。

(合法材取引の実態)

- ・ 合法木材入荷量はあるが、合法の出荷量がない。

(証明書の発行)

- ・ 合法木材の要求がないので、納入先にも証明発行を要求しない。

- ・ チップ出荷先から当初合法木材工場認定証のコピーを求められ提出した。その後、製品の出荷時には合法木材証明書を求められることはない。

(供給側の要請)

- ・ 原木の供給先である森林組合にも認識のないところがあり、浸透を図る必要がある。

製品流通業

(合法材取引の実態)

- ・ 合法木材の入荷はあるが、出荷がない。

(管理事務とその簡素化)

- ・ 管理簿等のマニュアルを作成し、配布してもらいたい。

輸入業

(証明書の発行)

- ・ 販売先からの合法性証明材の供給要請が皆無に近いことが、合法木材の仕入れ及び出荷実績が少ない大きな理由であり、その改善が今後の検討課題。
- ・ シッパーからは合法性証明書類を取得することを前提としているが、販売先には合法性証明材の供給要請があった場合にのみ証明書を発行している。(2件同様の意見)
- ・ 森林認証・CoC認証を取得済のシッパーであっても実際に認証材を供給するケースがまれなことも、合法性証明木材の供給が少ないとされている。
(2件同様の意見)